

1 議案名

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。

3 関係法令

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年徳島県条例第48号）

徳島県立総合教育センター

消費税率引き上げに伴う「使用料」の改定について

徳島県立総合教育センター

1 規則改正の理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。

2 具体的な改定方法 ※全庁的な方針

現行単価×110/108（10円未満切り捨て、前回同様）を基本とする。

$$\text{例} \left(\begin{array}{l} 200\text{円} \times 110/108 = 203.7 \rightarrow \underline{200\text{円}} \\ 480\text{円} \times 110/108 = 488.8 \rightarrow \underline{480\text{円}} \\ 1,000\text{円} \times 110/108 = 1,018.5 \rightarrow \underline{1,010\text{円}} \end{array} \right)$$

ただし、平成26年4月1日で改定してないものについては、現行単価×110/105（10円未満切り捨て）とする。（花台、電源設備）

3 施行期日

平成31年10月1日

徳島県規則第 号

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則の一部を改正する規則

徳島県立総合教育センター使用料徴収規則（平成十六年徳島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「二二、七六〇円」を「二二、九九〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九四〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九七〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「一、四七〇円」を「一、四九〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八〇〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、二三〇円」を「三、二七〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「一、六八〇円」を「一、六九〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に利用の許可を受けている用具の利用に係る使用料については、なお従前の例による。